

【 毎日 jp 】

ニュース写真

ラブホテル: 禁止地域で営業、経営者ら逮捕 神奈川

一般のホテルとして許可を受けながら実際はラブホテルを禁止地域で営業したとして、神奈川県警は4日、風営法違反(禁止地域営業)容疑で、横浜市旭区のラブホテル「Carib(カリブ)」の経営者ら2人を逮捕したと発表した。ビジネスホテルなどを装った「類似ラブホテル」で、経営者が逮捕されるのは異例という。



経営者と支配人が風営法違反(禁止地域営業)容疑で逮捕されたホテル「Carib(カリブ)」=横浜市旭区で2009年11月3日午前9時23分、中島和哉撮影

逮捕されたのは▽カリブ経営、野中克則(38) = 同市戸塚区▽支配人の橋本直哉(38) = 同市旭区 = 両容疑者。逮捕容疑は9月、旅館業法に基づきビジネスホテルなどとして許可を得たのに、風営法で営業が禁止された横浜市旭区の東名高速横浜町田インターチェンジ(IC)周辺などで、ラブホテルを営業したとしている。県警は部屋の備品などから建物がラブホテルとして使われていると判断した。

また県警は警視庁と合同で4日、同区などの「類似ラブホテル」9店舗と経営者ら12人を同容疑で書類送検した。大半の店舗が同IC周辺にあり、県内の4店舗を横浜地検相模原支部に、東京都内の5店舗を東京地検八王子支部に書類送検した。いずれもラブホテル営業に必要な都・県公安委員会への届け出をしていなかったという。

警察庁の08年4月の調査によると、類似ラブホテルは全国で3593店が確認されている。小学校近くで営業する店舗もあり、住民の反対運動などで社会問題化している。【中島和哉】

毎日新聞 2009年11月4日 11時24分(最終更新 11月4日 12時06分)